

タイトル	ドイツ連邦政府「行状監督改正法案」：(2006年4月5日)(3)
著者	吉田，敏雄
引用	北海学園大学学園論集，131：111-122
発行日	2007-03-25

ドイツ連邦政府「行状監督改正法案」 (2006 年 4 月 5 日) (3)

吉 田 敏 雄

目次

はじめに

I 問題と目的

II 総則〔理由書〕

1. 出発点
2. 法案の目的設定と内容

III 各則・法案の内容要旨〔理由書〕

1. 刑罰で担保された指図型録の拡大
2. 指図違反の法定刑の 3 年の自由刑への引き上げ
3. 有罪の宣告をされた者の居所調査を命令する行状監督所の権限の創設
4. 引致命令を発する行状監督所の権限の創設

(以上 129 号)

5. 刑法典第 63 条〔精神病院における収容〕又は第 64 条〔禁絶施設における収容〕により収容が保護観察のために猶予された者の危機介入及び危機予防のための暫定的施設収容の可能性の創設, 刑法典第 67 条 h〔期限付きの再執行, 危機介入〕
6. 上限の経過の故の刑法第 64 条〔禁絶施設における収容〕の定める収容終了後も行状監督を行うこと, 刑法典第 67 条 d〔収容の期間〕第 4 項
7. 行状監督の領域で引き続き世話がなされないと, 間もなくまたもや精神病又は精神障害に陥ると思われる司法精神病院の元患者の場合, 及び, 重い性犯罪の場合においては行為者に継続的危険性がある場合における期限を付さない行状監督の延長の可能性, 刑法典第 68 条 c〔行状監督の期間〕第 3 項
8. 処分執行患者及び被拘禁釈放者のための, 特に, 司法外来診療部による, 精神医学的, 心理治療的又は社会治療の後療法を行状監督の法規制に含めること, 刑法典第 68 条 b〔指図〕第 2 項 2 文, 3 文及び第 68 条 a〔監督所, 保護観察官〕第 7 項
9. 処分における収容の猶予の取り消しの可能性を拡大すること, 刑法典第 67 条 g〔猶予の取り消し〕第 1 項 2 文

10. 行状監督開始時点の明確化, 刑法典第68条c〔行状監督の期間〕第4項
11. 刑罰執行又は処分執行の領域における二重世話の回避, 刑法典第68条e〔行状監督の終了〕
12. 行状監督の時効の新規制, 刑法典第79条〔時効の期間〕第4項
13. 「満期服役」の場合における行状監督開始の前提要件の新規制, 刑法典第68条f〔残刑が猶予されないときの行状監督〕第1項1文

(以上130号)

- IV ソーシャルワーク, 刑法及び刑事政策のためのドイツ保護観察協会 (DBH)―専門家団体の意見書
- 質問1 行状監督は基本的に代替規定を設けることなく廃止されるべきか, 又は, 保護観察に付することに伴う「自動的」執行猶予のモデルによって置き換えられるべきか。
- 質問2 行状監督の執行に携わる機関の権限は強化されるべきか ―そして, 場合によっては, どのように。

(以上本号)

IV ソーシャルワーク, 刑法及び刑事政策のための ドイツ保護観察協会 (DBH)―専門家団体の意見書

以下では, ドイツ連邦政府「行状監督改正法案」(2006年4月5日)の総則〔理由書〕1. c)において触れられているソーシャルワーク, 刑法及び刑事政策のためのドイツ保護観察協会 (DBH)―専門家団体の意見書を紹介する。

1 行状監督規定の新起草に向けた質問に対する回答

Stellungnahme des DBH-Fachverbandes für Soziale Arbeit, Strafrecht und Kriminalpolitik zur Umfrage über eine mögliche Neufassung der Vorschriften über die Führungsaufsicht (Für den Verband: Prof. Dr. Hans-Jürgen Kerner)

質問1 行状監督は基本的に代替規定を設けることなく廃止されるべきか, 又は, 保護観察に付することに伴う「自動的」執行猶予のモデルによって置き換えられるべきか。

本団体は, 今までのところ, 広範囲の, 同時にあらゆる職業群を細かく包括する調査をすることはできなかった。ただし, 従来の内部の意見形成に基づくと, 次のことがはっきりと認められる, すなわち, とりわけ, 現場の実務家は, 完全に根本的に, 又は, 行状監督の刑事政策的基本関心事に基本的に賛成である場合でも, いずれにせよ, 扱いづらく且つ危険にさらされた, 場合によっては, かなり危険な犯罪者に対処する他の可能性と比較して, 行状監督の適格性と有用性に大きな疑問を抱いている。

行状監督という法律で用意されている手段がごく限られた程度でしか利用されていない。残念であるが、裁判所が言い渡す行状監督（以下、第一次的行状監督という）ないし法律上必要的行状監督（以下、第二次的行状監督という）の広がり適切に反映している信頼における連邦全体の調査が存在しない。全体数すら十分な確実性をもって確定できないのである。統計連邦局で入手できる公的統計は、行状監督を抜粋で扱うにすぎず、年次も網羅的でなく、さらに、常に同じ形式で記録されているわけでもない。それ故、ますますもって、きちっと長期の傾向を追跡することができない。

この欠陥は学問的に見て遺憾であるばかりでない。むしろ、非常に驚きなのは、公式の発表においてはきわめて重要であるといわれ、ついには、1998年1月26日の「性犯罪とその他の危険な犯罪撲滅法」(BGBI I, 160)によって、法政策的にいえば価値が切り上げられ、いわゆる事後的保安監置をめぐる議論との関連でますますもって注目に値するこの領域における実務と政策が、狭義の意味での正確な評価をひとまず別としても、確固たるデータ収集に重きをほとんどおいていない（—いづれにしても、外に向けてはほとんど認識できない—）ということである。

第一次的行状監督は、他の規範においても一例えば、話題としては遠く離れる付帯訴訟のように一良く聞かれる言い方に依拠して、(ほぼ)死んだような法といっても良い。刑と並んで行状監督を科する(刑法第68条)権限のある刑事裁判所は、このいわゆる外来集中監視の可能性を利用しないも同然である。

1980年、つまり、その前の警察監視を引き継ぐ形で、第二次刑法改正法の施行(1975年)から導入された改善・保安処分とのかかわりで、実務の「手馴れた仕事化」といってもかまわないことがなされた関係年において、裁判所は353件の行状監督を言い渡した、そのうち、成人が316人、年長少年が31人及び少年が6人を数える。

その後の統計には、行状監督にまったく触れられないものもあった。最近入手できるものとしては、2002年の刑事訴追統計がある。この関係年では、なお75件の行状監督命令があり、そのうち、44人が成人、18人が年長少年及び13人が少年である。

この結果の意味を考えるには、科せられた行状監督の絶対数がそもそも減少したということをして別とすれば、一面で、一年当たり、刑事裁判所の判決言い渡し件数は全体で(一番最近)ほぼ90万件であること、有罪判決は、ほかでもなく、行状監督を科しうる犯罪においても増加したということに、大雑把に過ぎないが、留意する必要がある。

「行状監督—犯罪」のパレットは幅広い。圧倒的に問題となっているのは、大部分習慣的か営利的に犯されうる犯罪、ないし、かなりの精神的、身体的あるいは経済的損害を与えうる犯罪である。究極の完璧さを欠いているが、次の犯罪に注意されたい（少年に対する少年裁判所法第7条第1項、裁判所による実質的少年刑法の適用される年長少年に対する少年裁判所法第105条第1項も指摘しておく）。

刑法第129条a（テロリスト団体の編成）。

刑法第174条（保護を命じられた者の性的濫用）、刑法第174条a（被拘禁者、官により監置された者又は施設内の病者、保護を要する者の性的濫用）、刑法第174条b（公務上の地位を利用する性的濫用）、刑法第174条c（相談、治療又はその他の世話関係を利用する性的濫用）、刑法第176条（児童の性的濫用）、刑法第176条a（児童の重い性的濫用）、刑法第176条b（児童の性的濫用致死）、刑法第177条（性的強要、強姦）、刑法第178条（性的強要及び強姦致死）、刑法第179条（抵抗不能者の性的濫用）、刑法第180条（未成年者の性的行為の奨励）、刑法第180条b（人身売買）、刑法第181条（重い人身売買）、刑法第181条a（売春婦幫助）、刑法第182条（少年の性的濫用）に伴う刑法第181条b（行状監督）。

刑法第239条a（恐喝的な人身奪取）、刑法第239条b（人質）に伴う刑法第239条c（行状監督）。

刑法第242条（窃盗）、刑法第243条（窃盗の特に重い場合）、刑法第244条（持凶器窃盗、集団窃盗、住居侵入窃盗）、刑法第244条a（重い集団窃盗）に伴う刑法第245条（行状監督）。

刑法第249条（強盗）、刑法第250条（重い強盗）、刑法第251条（強盗致死）、刑法第252条（強盗的窃盗）、刑法第253条（恐喝）、刑法第255条（強盗的恐喝）に伴う刑法第256条（行状監督）。

刑法第259条（犯罪隠匿）、刑法第260条（営利的犯罪隠匿、集団犯罪隠匿）、刑法第260条a（営利的集団犯罪隠匿）、刑法第261条（資金洗浄）に伴う刑法第262条（行状監督）。

刑法第263条（詐欺）。

刑法第263条a（コンピュータ詐欺）。

刑法第306条（放火）、刑法第306条a（重い放火）、刑法第306条b（特に重い放火）、刑法第

307条(核エネルギーによる爆発の招来), 刑法第308条(爆発物爆発の招来), 刑法第309条(イオン化した放射線の濫用), 刑法第310条(爆発又は放射による重罪の予備), 刑法第316条c(航空・船舶交通への侵害)に伴う刑法第321条(行状監督)。

2002年につき, おそらく大きな議論もなしに重大だと判断されうる構成要件だけを選択してみると(つまり, 比較的恣意的に, 刑法第129条a, 176条a及びb, 第180条b, 第181条, 第239条a及びb, 第244条及び第244条a, 第250条及び第251条, 第306条a及びb, 第316条c), 合算しておよそ9千件の判決言い渡しがあり, そうすると行状監督命令の率は0.8%ということになる。考えられうるあらゆる構成要件を考慮すると, パーミル単位にすらならないだろう。

この種の調査結果をむしろ気がかりなものとして, あるいはむしろ安心させるものとして評価するか否かは, とりわけ, 刑事政策的及び社会的基本態度にかかる。本団体には様々な見解が見られる。確かなことはいえない。というのは, 分析的に考察すると, 関係犯罪領域における行為者の危険性についての法律の想定, ほかでもなく, かなりはつきり重いいえる構成要件の領域における判決の言い渡しと有罪判決の程度, 及び, 裁判所の行状監督の利用度の間の齟齬がいずれにしても一貫していないからである。

すぐさま得られる結論は, 第一次的行状監督が再犯者の法的統制道具としては実務によって必要とされていないとまではいわないとしても, いずれにせよ, 受け入れられていないということである。ここから得られる最も簡単な解決策として, なんなら, 行状監督を廃止するという結論を導くことができよう。

これに対して, 法律上の必要的行状監督は量的に相当の役割を果たしている。しかし, これも詳しい数値が入手できない。すべての事例形態が上述した「第二次的」行状監督の概念にぴたっと当てはまるわけではない。例外なのが刑法第67条bである, 裁判所は, 精神病院や禁絶施設収容命令にさいし, この命令と同時に, その執行を保護観察のために猶予するのである。そうでない場合には, 周知のように, 本人が改善・保安処分の執行から釈放される, ないし, 2年の(一定の事情があれば1年の)自由刑又は少年刑を満期服役したような事例が問題となる。

法律上必要的行状監督には次の場合がある,

刑法第67条c(裁判所が, 自由刑の先執行の後, もともと科せられた処分の目的が刑の執行後の収容をもはや必要としないとの判断にいたるとき, 収容を保護観察のために猶予する)。

刑法第67条d第1項(禁絶施設のさらなる収容を保護観察のために猶予する)。

刑法第67条d第5項(少なくとも1年の処分執行後、裁判所は、処分目的に、被収容者の人格にある理由から、もはや到達しえないことを理由に、禁絶施設収容をもはやこれ以上執行されるべきでないことを命令できる)。

刑法第67条d第2項(被収容者が処分執行の外でもはや違法行為を犯さないことが予期できるとき、それ以上の精神病院収容を猶予する)。

刑法第67条d第3項(10年の収容後、被収容者が、その性癖の故に、被害者に精神的又は身体的に重い損傷を与える重大な犯罪を犯すという危険がもはやないとき、裁判所は保安監置の終了を宣告する)。

刑法第68条f第1項1文、場合によっては少年裁判所法第7条に基づき「並行的」にも(争いがあるところだが)「性犯罪」とは異なる犯罪で、故意犯の廉で少なくとも2年の自由刑の満期服役)。

刑法第68条f第1項2文(刑法第181条bに掲げられた「性犯罪」の一つの廉で少なくとも1年の自由刑の満期服役、上記、第一次的行状監督参照)。

公的統計に基づくと、常勤の保護観察官に服している保護観察に付された者の、12月31日現在の、しかも、まちまちの年度の員数だけしか分らない。1980年には、約7,400人が保護観察に付されており、その内、6,688人が成人、513人が年長少年そして180人が少年である。直近の入手可能な連邦統計局の保護観察統計に1999年のものがある。その年、およそ12,500人が行状監督に付されていたが、その内、11,213人が成人、982人が年長少年そして267人が少年であった。2004年は、経過からの推定と、個々の州の内部資料からすると、連邦共和国ドイツ全体で15,000人ないし20,000人が行状監督に付せられていたと推測してかまわない。

この数字からすると、最善のこと、いずれにせよ、最も簡単なことは処分を廃止することであるという、第一次的行状監督におけるようなほぼ自然な結論は出てこない。しかし、この数字は又それ自体で、行状監督に服している被収容者が、例外なく、(非常に)「危険な者」に属するということを証明するものでもない。拘束力をもつ、つまり、個人の印象を超える客観化可能な— 認識は存在しない、実務からも、ましてや学問からも。

それ故、筆者の見解によれば、目下、いかなる改革議論もあいまいさが付きまとうのである。行動を起こそうとする者は、他の関連でハインツ教授(コンスタンツ大学)が用いた表現を借用すると、刑事政策の盲目飛行状態にある。

(特にかなり長期の)自由刑の執行を、保護観察を付してほぼ自動的に猶予するというモデルを導入すべしという、行状監督の廃止に代わるものとして議論された提言には、筆者の考えでは、一見したところ、ある種の魅力がある。少なくとも、こういったモデルによって、司法実務の負担が著しく軽減されることになるだろう、なぜなら、予後が不要となり、特に、難しい限界事例で鑑定を求める必要がなくなるからである。

筆者は、こういった包括的モデルを導入するためには、従来の残刑猶予システム全体を再構成せねばならないという評価に賛成する。それはそうと、外国の最も興味を引くモデルは、広く、いわゆる分割された刑の方法(分割刑とも呼ばれる)を利用している、これによると、初めから、(一種の)保護観察期間つまり保護観察刑が施設における自由剥奪の期間と結びついている。ここで、隣国オーストリアのいわゆる部分条件付刑罰の制度を指摘しても良からう。この刑罰が、ドイツへの転用の問題を確実に判断しうるほど、比較法的に又は特に法事実—比較の方法で既に十分に分析されたか否かは不明である。法技術的には、第一歩は簡単に、自由刑における刑法第56条第4項、少年刑における少年裁判所法第21条第3項1文からはじめることができよう、つまり、部分的猶予の禁止をあっさりと「削除する」ことができよう。

ところで、あらゆる事例でごく短期間保護観察に「自動的に」付することにすれば、外来領域が完全に過剰負担に陥ることになると思われる。「重い」事例に集中すると、刑の期間や服役期間の規準だけでは十分でなく、その結果、最終的にはやはりまたもや予後が必要となろう、しかも、法律上の消極的予後からの個別的積極的例外しての予後にすぎなとしてもである。それは、現行法上、いわゆる自由刑の満期服役において刑法第68条f第1項と刑法第68条f第2項の関係に見られる。

質問2 行状監督の執行に携わる機関の権限は強化されるべきか —そして、場合によっては、
どのように。

現行法上、まったく又はほとんど動機づけを示すことのない、行状監督に付された者に影響を及ぼすことができないという、質問のための解説が完全に適切といえるか否か、これは筆者には多くの点で未解決の問いである。

先ず指摘されるべきことは、先にあげた刑法第145条aの刑罰制裁が実務において時折「露骨

なほのめかし」として利用されるという印象を受けること、換言すると、行状監督所は、行状監督に付された者に、指図に最終的に従わないとき、告訴をするという警告を発するということがある。ただし、これに関する数値は存在しないし、推測値も憶測の域を出るものではない。追体験されうるのは、実際に裁判所によって言い渡された有罪と科せられた制裁である。刑事訴追統計によると、この可能性は極めてわずかし利用されていない。最近の入手できる2002年の報告によると、82人が刑法第145条aにより裁判を受け、その内、67人には有罪判決が確定したが、その内訳は、成人が63人、年長少年が3人、16歳-18歳の少年が一人である。67人の有罪判決を宣告された者のうち、64人（成人63人及び年長少年1人）は一般刑法により有罪を宣告され、36人が自由刑の実刑判決、28人が罰金刑を宣告された者だった。少年刑法によって有罪を宣告された3人の行状監督に付された者のうち、2人は懲戒手段を、1人は教育処分と併科された懲戒手段を科せられた者だった。

法的道具についての従来考えられている改正／改善につき、筆者の側からは、現在のところ、補充の又はこれ以上の立法技術的意見を述べることはできない。

しかし、一般的には、本団体には、できるだけあらゆる命令形態のために、指図その他の調整の変更、行状監督の短縮及び場合によってはその取り消しといった柔軟な可能性が導入されるべきであり、法的に今日既に許容されている限り、実際にも履行されるべきという見解が支配的である。

個別事例に関係してすばやく且つ適切に対応しうるように、行状監督所の権限を拡大することは、犯罪学的に意味がある。関係部署（刑執行部／裁判所、検察、行状監督所、保護観察所）間の仕事の進行構造は持続的に且つ関係者すべてのためにぜひとも最大化されねばならない。これを達成するためには、例えば、行状監督に付された者の監視を厳格に地域に即して行うことが重要となるが、これは、決して満遍なく行われているとはいえないのが現状である。刑執行部の管轄が司法執行施設ないし処分執行制度の裁判管区により決まるのに、行状監督所と保護観察官の管轄は行状監督に付された者の住居地によって定まる限り、ほかでもなく平地の州では、距離的に離れていることが良く起こるために、既に事柄の性質上、協調の点において困難事も摩擦損失も生じることになるだろう。

ここで特に、いかなる種類の法律の道具とも関係なく、行状監督の「現実化の現実」に持続的影響を及ぼし、これからも影響を与えるだろう実務からのないし実務における事情に触れておこう。

普通、行状監督に付された者に、短く且つ分かりやすい言葉で、しかも、法的観点からは客観的、正確に、次の諸点を認識してもらうことに困難を伴うことは明らかである、

- ・命令された又は法律上必要的に科せられた行状監督の本質的実質が何であるのか、
- ・どんなことが正確に行状監督に付された者に期待されているのか、
- ・行状監督に付している間、誰と関わりあわねばならないことになるのか、
- ・連絡所ないし連絡人と行状監督に関しての連絡を取ることのできる正確な住所、時間、
- ・いかなる変化なら、困難事を避けるために即座に連絡所に報告しなければならないのか、
- ・指図に違反し、したがって、処分の目的を危うくするとき、行状監督に付された者に迫りうるものは何か。

したがって、行状監督に付された者向けの分かりやすい説明書の開発を勧めたい。こういった説明書は、ある程度まで、実務家にも役立つかもしれないし、特に、新しくこの領域で仕事を始める者にも役立つかもしれない。というのは、実務家が、法律の道具が複雑すぎ、実務に不向きであると評価しかねないのではないかという照会文中に見られる文は、ほかでもなく新入りの実務家に特に当たっているかもしれない。

行状監督所の組織規定はドイツの多くの裁判管区でまったく不十分であるという印象を与える、換言すると、行状監督活動に第一次的関心を示さない実務家に、この状況を変える動機付けをほとんどあたえないし、熱心な実務家は長期的には動機付けを失うだろう。

重大な犯罪を犯した行為者を自由のままにして統制するということが実質的に許容できないとき、そして、この任務が関係者への挑発であると考えることにある程度の正しさがあるとき、ここから導き出されねばならないことは、(特に)裁判官や検察官の、及び、一般的に、(仕事の分配及び任務の負担による)仕事配分において、個人の仕事量に適切な考慮を払うということである。裁判官が、行状監督所の長としての付加的任務をもちながら、そもそもこれをその公務内容に入れてもらえない事例のあることが知られている。それでも10%算入してもらった地方裁判所のある裁判官は、比較的それでも運が良いのだと主張した。ただし、徹底した帰結は、一考察方法を逆にして— 些細な負担軽減ということから集中監視の問題が実際にはその意義を失っていることを導いても良いという意見なら、行状監督をこの理由からも廃止するということに他ならない。ここにおいて問題状況が先鋭化するのである。

一方で、模範的例(「良き実務」又はそれどころか「最善の実務」)の転用という意味での実践的学習に狙いを定めた諸問題に関する調査、他方で、行状監督所、これに配置された人員の様々な実現形態からの利益、これらについては不明である。

法律は大幅な多様性を認めている。これは不明確性と解釈されるかもしれない。しかし筆者は、ここに、現場における創造的モデル実験の可能性の大きいことを強調したい。

刑法施行法第295条と結びついて、刑法第68条fによると、行状監督所は次のような構成員から成り立ちうる、

- ・指導機能において、(刑事)裁判官(第295条第2項3文)、検察官、又は、その他の判事職の資格のある法律家(第295条第2項2文第1選択肢)、最後に、上級職公務員、例えば、区裁判所付き検事(第295条第2項2文第2選択肢)から。
- ・実行機能、つまり、「任務の引き受け」において、上級職公務員(第295条第2項1文第1選択肢)、すなわち、疑いがある場合、裁判官資格取得者、それから、上級職公務員(第295条第2項第2選択肢)、つまり、例えば、司法補助官、又は、最後に、国公認の社会福祉士又は社会教育士(第295条第2項第2選択肢)、特に、方々で特別に任用されている行状監督官から。
- ・実行機能においては、刑法第68条a第1項後段を次のように解釈するとき、誰も担当しない、すなわち、行状監督所に長しかいない(場合によって司法の他の機能と兼務している)、他方、その他の点で、すべてのことが「任命された」保護観察官に委ねられ、この者と、行状監督所は刑法第68条a第2項により「合意に基づいて」有罪を宣告された者の世話と援助をするべく協働する、特に、刑法第145条a2文の定める告訴が問題となる場合も。(不一致の場合、裁判所が判断しなければならない、刑法第68条a第4項)。

こういった可能性を実現する実際の形態に関する調査は、近いところでも、入手できない。連邦及び諸州犯罪学研究所の昔の調査(*Kurze: Soziale Arbeit und Strafjustiz*)によると、ベアリン市、ハンブルク市、ニーダザクセン州及びノルトライン＝ヴェストファーレン州には社会福祉士がいる。東の諸州では、ザクセン州が比肩しうる道を選んだ印象を受ける。

行状監督所に社会福祉士／社会教育士がいるべきか否かの問題に関して、現場の実務的判断はまちまちである。法律によって行状監督が導入された直後、これに関して、本団体でも、それどころかまったく激しい根本的議論が戦わされた。満足のいくしかも将来計画に直接利用できる客観的認識は今までのところ存在しないようである。それ以外に、様々な接触から得られる一般的知見は、なるほど驚きを与えるものではないが、それにもかかわらず状況を明確にするためにこれを概説しておきたい。行状監督所をいわゆる「孤立した裁判官」又はその他の上級職司法実務家が引き受けている連邦州では、社会福祉士が配置されることは異常であるようで、それ故、正確には、不必要とも言いたくなる。逆に、行状監督所の社会福祉士によってその他の形態の世話と協調が開発された連邦州では、この解決策こそが行状監督の最も重要なそして他の何よりも成果を保障する要素と見られている。

個々の州には、興味深い、実務経験から開発された新しい企図ないし企画があるから、それらを正確に考察し、連邦全体に拡大されるほどの意味をもっているのか否かについて評価する価値がある。その一つに、例えば、2003年5月に始まったダルムシュタット地方裁判所の「集中行状監督」企画がある。若干の部屋が借りられ、保護観察所内に2名の正規職が確保された。新入職員は、開始時、ダルムシュタット地方裁判所の行状監督下にあった230件から、ヘッセン司法省の特別の構想によると(2003年2月7日の政令)とくに処遇困難と見られる38名を引き受けた。かかる「危険のある行状監督に付された者」には、性犯罪、暴力犯罪、殺人犯罪及びその他の特別の犯罪(放火罪とか凶器犯罪)の廉で有罪を宣告された者が数えられる。引き受け定員は60名であるから、集中的世話が保障され、統制も保障される、例えば、予告した、あるいは予告なしの家宅訪問ができる。

このことから、行状監督が、行状監督所で直接専門の社会福祉士によって為されるべきであり、その方が効果があるのか、通常の場合によっては一定程度まで特化した保護観察官によって為されるべきであり、その方が効果があるのかという基本的問題が改めて当然ながら生じてくる。筆者が接触をもちえた保護観察官ばかりでなく、しかし、特に保護観察官のなかでは、「行状監督所の社会福祉士」(あるいは「行状監督官」)の任務は廃止されうる、そして、保護観察の人的資源を役立たせるべきという断固とした見解が広がっている。この見解は、行状監督官の能力や具体的仕事を低く評価することとは結びついていない。むしろ、この見解の根底には、独自の別個の機関を創設する必要があるという考えがある、なぜなら、核となる任務は、そうでなければ、保護観察の実務家による接触構築・維持、支柱となる(又感情的に支柱となりうる)ラポールの構築、援助と統制の努力、最後に、危機介入の繰り返し(あまりにも普通とはいえない時も)によって行われうるそれとは異なっていないからである。

その点で、仕事に習熟した保護観察官は、密接な、個人的にも裏打ちのある、多くの(刑事)司法機関とのむすびつきによって、まさに危機状況において目的意識的に協働し、相互作用するための、比較的簡便な可能性と、又、実証済みの能力を有している。今日既に、行状監督に付された者たちにとって、他の開始機関をまったく発見できないことが多い。個々の任務を他の担い手に委ねることは、将来、先に言及した予算の節約といった点からも、ずっと可能性が低い。

行状監督に付された者は、実に様々な人的及び生育歴の問題を抱えており、民間の担い手が不足している場合に、真っ先にもはや(十分に)世話をしてもらえないことが多いのである。加えて、他の機関は、ほかでもなく行状監督に付された者が実際に実質的に重い犯罪を犯した場合にだけ、不承不承これらの者の相談相手になるという事情にある。したがって、地域によっては、性犯罪者のために適切な開業治療士を見つけることがほぼ不可能なことになっている。この傾向

は今後も続くと思われ、これに対抗する十分の意思と力(ないし「勢力」)が得られるかに関して、確かなことはいえない。それはそうと、この対抗制御にあつては、ここ数年の特別のモデルで得られた経験、例えば、シュトゥットガルト保護観察協会の「性治療外来」という(行状監督に付された者に集中又は縮減されてはいない)モデル実験が評価され、次いで、連邦全体で法政策的及び実践的に実り豊かなものにされるべきである。

(つづく)